

時間割コード	G2B40919	開講年度	2025					
授業題目	A I と知的財産法（JASRAC寄付講座）					担当教員	玉井 克哉	
英文授業名	Artificial Intelligence and Intellectual Property Law						鈴木 雄一	
単位数	2	講義期間	前期	曜日・時限	金曜・4時限	金曜・5時限	対象学生	全
講義室	経法2 1 1 演習室			授業形態	講義	遠隔授業科目	備考	
信大コンピテンシー	非該当							
(1)授業の達成目標	授業で得られる「学位授与の方針」要素					⇔	【授業の達成目標】	
	大学D P					⇔ A I に関わる分野を中心に、法律というものは何か、社会でどのような役割を果たしているのか、また世の中の変化に連れてどう変化していくのかといったことを扱います。技術者になっても、ビジネスを進めるにしても、また市民として生きていく上でも、法律というもののあり方がある程度知っておくことは有益です。そのため、どの学部の学生にも有意義になるように心がけます。		
	学士の称号にふさわしい基礎学力と専門的学力							
(2)授業の概要	A I に関わる全学横断特別教育プログラム「ライフクリエイターコース」の初年次向け授業です。全学の新入生を対象に、A I 成果物が法的にどう取り扱われるのか、法学の基本から講義します。また、各界の最前線で活躍する起業家、実務家、弁護士などを招いて、フレッシュな問題意識を語っていただきます。 社会で生きていく上で、A I は不可欠のものになるでしょう。理工系でA I を開発する技術者だけでなく、仕事や起業などビジネスでA I を活用する人、さらに日常生活でA I を利用する人にも、基本的な法知識が必要となります。 もう一つ大事なことは、法律というものの性質上、最先端の話題についても古くからの原則や基本的な考え方が大事だ、ということです。そこで、この授業では、法律の基本的な考え方を、最先端の話題を題材に解説することになります。たとえば「契約」については、お店で物を買うときの「売買」や下宿に住むための「賃貸借」が最も身近な存在で、法学入門の授業ではそれを使うのが普通です。しかしこの授業では、芸能人の出演契約や著作権ライセンス契約を使って、契約がどのようにビジネスで使われるのかを説明するのです。 担当教員（玉井克哉）が東京大学特任教授を兼任しているため、原則として隔週で開講し、金曜の4限・5限を使って2コマ続きの授業をする日8回で実施します。それぞれの内容は、「授業計画」にある通りです。弁護士登録もしており、ささやかながら起業経験もあるので、そうした実務経験を生かした内容にします。 なお、この授業は、日本音楽著作権協会（JASRAC）からの寄付金に基づいて運営されます。その寄付金はA I と知的財産権に関わる総合的なコースを信州大学で樹立するためのものであり、秋学期の「知財戦略」と随時開催の「知財法務実習」と連携します。いずれも経法学部専門科目ではありますが、A I に関心のある他学部学生にも門戸を開く予定です。							
(3)授業のキーワード	知識経済 経済安全保障 グローバル化（グローバリゼーション） 権利 契約 不法行為 著作権 著作者人格権 著作隣接権 特許 営業秘密 ブランド 商標 不正競争防止法 アメリカ法 裁判							
(4)授業計画	以下の通り、Ⅰ～Ⅷの8回、原則として2コマ続きにし、最終日は1コマ（＋フリーディスカッション）で計画しています。詳しい日程は開講日に示します。また、コロナ禍での経験を踏まえ、一部をリモートで実施することも考えます。 Ⅰ イントロダクション（4月11日） （前半） ガイダンス 受講者の大半が大学に入学したばかりの諸君であることから、まず、大学で学ぶとはどういうことか、高校までの勉強とどう違うか、これからの4年間、大学での生活にどのような心構えで臨むのをお勧めするかといったお話をします。 （後半） 法学のさまざまな分野と知的財産法／知識経済と知的財産 現代社会で知的財産法という分野がなぜ重視されるのかを説明します。冷戦終結後の1990年代以降、「グローバル化」が時代の潮流となりました。知的財産が重要になったのは、その結果です。日本や米国、欧州など、主要先進国の歴史をさかのぼってそのあたりを説明します。 Ⅱ. 「権利」とは何か・「契約」とは何か（4月25日） 「権利」という言葉は日常語になっていますが、法の世界では、侵害行為に対して差止めと損害賠償の2種類の請求権が成立するものをそう呼びます。まず一般的な説明をしたあと、財産権、その一種で							

(4) 授業計画	ある知的財産権とはどういうものか、解説をします。 契約とは、対等な当事者が約束をして、法的な義務（債務）を発生させることをいいます。というと難しいようですが、私たちの生活は、契約関係によって埋め尽くされています。たとえば、皆さんは教室で授業を受けますが、建物にも敷地にも国立大学法人信州大学が所有権を有しています。そこに無断で立ち入ることが、なぜ信州大学の所有権の侵害にならないのか。あるいは、アルピコ交通のバスに乗り乗るとき、なぜ所定の運賃を支払わねばならないのか。それは、契約があるからです。契約にはいろいろありますが、〈財産権の行使をしない契約〉としてのライセンス契約について解説します。 Ⅲ．権利と契約——知的財産権の集中管理（5月9日） ライセンス契約のあり方として、「集中管理」というものがあります。皆さんがカラオケで歌う楽曲には、作詞家・作曲家が著作権という権利を有しています。なのに、作詞家・作曲家に無断で歌唱しても著作権侵害とはなりません。そうしたビジネスを支える仕組みについて解説します。 Ⅳ．知的財産権の拡がり——ファッションとパブリシティ（6月6日） 華やかなファッションの世界に関わるのは、著作権法のほかに不正競争防止法です。その基本的なあり方を解説し、それをもとにしたディスカッションを行います。 Ⅴ．ファッションの世界と法のあり方〈招待講義〉（6月13日） ファッションの世界はかつて法をあまり意識しないビジネスの世界で、契約を書面で交わすこともなく、口約束であいまいな関係のまま仕事が進み、権利関係にあまり配慮しないのが普通でした。それが近年は大きく変わってきています。6月18日からパリ・コレクションに向かう小松準也弁護士を東京から招き、実際の面についてお話をさせていただきます。 Ⅵ．集中管理に関する実務〈招待講義〉（6月27日） 日本音楽著作権協会（JASRAC）の実務担当者を招き、講演を開催します。前半の1コマでお話を聴き、後半の1コマでディスカッションを行います。 Ⅶ．法学のさまざまな分野と知的財産法／知識経済と知的財産（7月11日） 締め括りとして、現代社会で知的財産法という分野がなぜ重視されるのかを説明します。冷戦が終結した1990年代以降「グローバル化」が時代の潮流となり、その結果として知的財産が重要となりました。その下で世界貿易機関（WTO）が成立し、国際知的財産法制度の根幹が確立しました。しかしその後、2020年ごろから、米中の対立によってグローバル経済は動揺し、「トランプ関税」に代表されるように、いまや時代相が展開しています。そのありさまを説明し、今後について何らかの展望を得たいと思います。 Ⅷ．一般契約の実務——芸能人と事務所の契約など〈招待講義〉（7月18日） 芸能事務所と芸能人の間の契約については、最近も大きな事件がありました。放送局と従業員（アナウンサーなど）の間の契約についても、授業の時機までに解決するかどうかかわからない問題があります。経験が深い練達の山縣敦彦弁護士をお招きし、それらを含めた契約の実務についてお話をさせていただきます。
(5) 成績評価の方法	試験は行わず、レポートによります。学期中に2回か3回の「中間課題」を出し、学期末に「最終課題」を出します。 学期中の「中間課題」は、中間段階での学生諸君の問題意識のあり方を確認し、授業に出席するための勉学を促すために、テーマを決めて出題します。これを提出していなくとも成績評価の対象にはなりますが、よい成績はつきません。 学期末の「最終課題」を提出しない場合は成績評価の対象にならず、単位が付きません。 出欠は評価基準ではありませんが、出席が少ない場合は成績評価の対象とならず、単位が付きません。対面式の授業においては、教室のシステムを使って、毎回出欠を登録するようにしてください。リモート式の授業を実施する場合にはログインによって出欠を取ります。授業中の質問に答えられない場合は、欠席とします。 また、授業中・授業終了後の質問については、加点要素としてのみ扱う（良い質問を加点要素とし、そうでない質問でも減点要素にはしない）ことにしています。リモート式の授業を行う場合、顔を出して参加するボランティアを募集し、それに協力した場合も加点要素として扱うこととします。 レポートについては、AIを使って作成するのには不向きな課題を出します。AIでは提供できない知識を創造できるかどうか、諸君の人生にとって決定的に重要となるでしょう。その達成度を見るのが、レポート課題の目的です。
(6) 成績評価の基準	大学教育全体の目的は、「オリジナルな知的貢献ができるようになる」ことです。そのためには、①先人の考えや事実に関するデータを踏まえ、②批判的に接して、その上に③オリジナルなもの、自分だけのものを加える、という手順を踏むことが必要です。（第1回の授業でお話します。） この中で大事なのが、批判的だということです。批判的だというのは、他者の考えをよく理解し、その長所を踏まえた上で問題点を指摘するという姿勢をいいます。単に他者の考えを否定することではありません。（また、批判の対象は言説です。人格ではありません。世の中には、口汚く他人を罵ることを「批判」と称する者もいますが、それは間違いです。）学者は、世の中の常識や専門分野の通説を「批判」することを、仕事にしています。教室で授業を聴く諸君の場合、教師の見解を「批判」するのが大事なことです。 正しく「批判」を行うには、先人が何を述べたのか、既存の知識として使えるデータは何かを、踏まえねばなりません。それを怠っていると、議論が宙に浮いてしまいます。 これらの点、特に②の「批判」を行っているかどうかを、特に重視します。他人の考えの引き写しでレポートを書くのは「批判」とは遠い営みであり、この科目で何かを得たとは認められないので、「不可」となります。特に、既に他人が開示している考えを自分のものとして開示することを「剽窃」といい、すべての学問分野で最も忌むべきことだとされています。レポートで剽窃が認められた場合、信州

(6)成績評価の基準	大学の方針に従い、最も重い措置を学部当局に要請することとしています。この方針はすべての科目に共通することと思いますが、他人の知的成果物を尊重するのが知的財産法の基本ですので、特に厳格に対処します。 繰り返しになりますが、レポートについては、A I を使って作成するのには不向きな課題を出します。A I では提供できない知識を創造できるかどうか、諸君の人生にとって決定的に重要となるでしょう。その達成度を見るのが、レポート課題の目的です。
(7)事前事後学習の内容	このシラバスに目を通すのは、多くが新入生諸君だと思います。大学での勉強は、本来、授業で聴くよりも自学自習がメインです。（第1回で説明します。）ただ、この授業では、最先端の話題を扱うため、「これ」という本を推薦することが難しいのです。直接関係のある参考図書は各回に提示しますが、この授業から刺激を得て各自の将来の方向に合わせて勉強を深めることを目標にしてください。
(8)履修上の注意	担当教員（玉井克哉）が東京大学教授を兼任しているため、2コマ連続の授業を原則として隔週で開講します。日程は学期開始時に確定させます。履修する場合、金曜の午後が定期的にふさがる用務（アルバイトなど）を入れるには適しません。 開講日には、必ず出席してください。 コロナ禍の際にはリモート授業を多用しましたが、一方的な講義にはリモート形式が向いています。他方で、生身のゲストにわざわざ教室まで来ていただいてお話を聴くことには、リモート授業では得られない良さがあります。両者をミックスした授業シリーズにします。
(9)質問,相談への対応	・口頭での質問は、授業終了後に随時受け付けます。 ・ウェブ上で意見交換をする仕組みを考えます。授業時間後に来た質問に対して、時間の許す限り次の授業でお答えするようにします。 ・ご希望があれば、授業時間前（3限目）にアポを取っていただき、オフィスアワーを設けます。
(10)授業への出席	その場にいないと得ることのできないものが得られるライブの授業を目指しますので、全ての回に出席することを基本とします。
(11)授業に出席できない場合の学修の補充	「学修の補充の対象とする事由」により授業に出席できない場合には、当該授業に関わる書籍数冊か玉井の論文数本を指定し、一定期間を置いて試験を行い、出席に代わる到達度を評価します。
【教科書】	指定しません。下記のものPDFファイルを開講時までにe-ALPS にアップします。各自、開講までに目を通しておいってください。 玉井克哉「知的財産法（1－3）」水野忠恒他『現代法の諸相』（改訂版、1995年）67-103頁。
【参考書】	授業内で適宜指示します。

登録コード	J6280200	開講年度	2025				
授業科目	知財戦略（JASRAC寄付講座）				担当教員	鈴木 雄一	
英文授業名	Intellectual Property Law				副担当	玉井 克哉・丸橋 昌太郎	
単位数	2	講義期間	後期	曜日・時限	金曜・4時限 金曜・5時限	対象学年	(23カリ対象科目) 法：3年
講義室	経法会議室A		授業区分	講義	遠隔授業科目		
信大コンピテンシー	該当						
(1)授業の達成目標	授業で得られる「学位授与の方針」				⇔	【授業の達成目標】	
	経法23知・総合法律						
	法学の専門領域の基礎能力として、リーガルマインドを備え、現代社会の諸問題を法的に解決していく上で必要な法学体系の基礎専門知識を身につける。				⇔	・リーガルマインドを備え、現代社会の諸問題を解決するために必要な知的財産法制に関する専門知識を身につける。	
	環境問題や、企業や行政の組織内において、日々生起する諸問題について、理工学分野や経済学分野の思考方法にも一定の理解を持ち、総合的に解決していくことのできる能力を身につける。				⇔	・生成系AIが進化を続ける現代において、AI分野の思考方法にも一定の理解を持ち、総合的に社会課題を解決する能力を身につける。	
(2)授業の概要	ビジネスの状況や現場での実務を踏まえて、最先端の知財戦略を立てられる能力を身につけさせる。各回90分×16回の授業を、下記の通り、各日2回×8日に編成して行う。各日の1回目は教師からの講義を行い、2回目は参加した学生諸君とのディスカッションに充てる。 A Iをめぐる法律問題は、それぞれが最先端の問題であるのと同時に、ビジネスの現場においても不可欠な法的知識となっていることが多い。この講義シリーズでは、まず5種類の最先端の問題について法的議論の現状を紹介し（Ⅱ～Ⅵ）、法や経営の専門家の立場で新たなビジネスの創造を助けるために必要な思考のトレーニングを行う。その後、あるいはその途中の回で、各分野の最先端の実務家を招いて招待講演を行い、ビジネス現場の実情について触れる機会を設ける。						
(3)授業計画	講義は、ガイダンスを除き、必ず2コマ連続で、前半講義、後半ディスカッションとする。 Ⅰ. ガイダンスとイントロダクション（1コマ） 授業全体の見通しについて解説する。また、生成A I技術の現状と応用可能性について解説し、ディスカッションを行う。また2025年度においては「A Iと知的財産法」を聴講していない学生がいるので、不足する知識を補うためのガイダンスを行う。 Ⅱ. A I創作の過程での知的財産権侵害の成否（2コマ） A Iに「食わせる」情報が著作物である場合、日本では、著作権法30条の4（著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用）によって利用が正当化されることが多い。その適用対象と範囲は最先端の法律問題であると同時に、データベース産業やA I産業における基本的な前提でもある。その意義と背景、国際的動向、そして今後の見通しについて解説する。また、著作権法47条の5（電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等）の適用についても併せて解説する。 Ⅲ. A I創作物は「著作物」や「発明」となるか（2コマ） A Iが「創作」したものが著作物や発明として著作権法や特許法の保護対象となるか否かも、最先端の問題であると同時に、ビジネスの現場で必要とされる知識になっている。現象的な面にとらわれずに基本的な考え方を習得することによって、知財法務を担う人材として巣立つための準備をする。 Ⅳ. A I成果物が原因となった事象についての法的責任の所在（2コマ） 人が関与すると不法行為となるような事象（たとえば交通事故）が、A I成果物（たとえば自動運転車の制御システム）の過誤により惹起されることがある。その場合の法的責任について理解しておかないと、A I成果物を社会に提供するビジネスを展開することができない。ここでも、現象的な面にとらわれずに基本的な考え方を習得することによって、ビジネス法務の最前線を担う人材として巣立つための準備をする。 Ⅴ. プライバシーと個人情報保護法制——企業は何を秘密にせねばならないか（2コマ） 顧客の個人情報を流出させることは企業経営において大きなリスクとなるが、途中にA Iが関わる場合、その様相は通常より複雑となる。一般的な場合を想定したプライバシー法と個人情報保護の法制に加え、A Iが関わることで複雑化する問題の状況を解説し、ビジネス戦略において必要となる対象方針について検討する。 Ⅵ. 営業秘密保護法制——企業の秘密は、何が・どこまで・どのように法的に保護されるか（2コマ） 営業秘密保護は古くから法制度として存在するものであるが、近年の「経済安全保障」の潮流の中で、極めて重要な領域として意識されるようになってきている。その様相を時代の変化の中でとらえ、実情を解説する。また、近い将来、企業の営業秘密が単なる私的な財産権ではなく国家的見地から保護される半公的な存在に昇華する動きについても展望する。 Ⅶ. 著作権に関わるA Iの法制度〈招待講義〉（2コマ） 著作権法30条の4や同47条の5、あるいは特許法などに関わって法制度を改革していく立場の実務家を教室に招き、講演の後、Ⅱ・Ⅲの講義内容を踏まえてディスカッションを行う。 Ⅷ. ビジネス現場でのA I〈招待講義〉（2コマ） ビジネスの現場でA Iを使用する実務家を招いて講演を聴いたのち、Ⅰ～Ⅵの講義内容を踏まえて、ディスカッションの形で学生諸君が「ぶつかり稽古」を行う。招待する実務家としては、大手ゲーム会社においてソフトウェアの開発にあたった経験のある技術者を想定している。						
(4)成績評価の方法	小テスト（30％）＋期末試験（70％）						
(5)成績評価の基準	授業で示した例題と同レベルの問題が解ければ「水準にある」、応用問題が解ければ「やや上にある」、やや難しい応用問題が解ければ「かなり上にある」、例題からは難しい応用問題が解ければ「卓越している」。						

(6) 事前事後学習の内容	授業内容の理解度を確保するための小テストを随時行うので、復習を怠らないこと。
(7) 履修上の注意	知的財産法基礎を履修していることが望ましい。
(8) 質問, 相談への対応	授業中に質問の時間を設ける。
【教科書】	・半田正夫『著作権法概説 第16版』法学書院2015年 ・中山信弘『著作権法 第3版』有斐閣2020年
【参考書】	『著作権判例百選第6版』有斐閣2019年 その他、随時指定する。

登録コード	J6310300	開講年度	2025				
授業科目	知財法務実習（JASRAC寄付講座）					担当教員	鈴木 雄一 他
英文授業名	Intellectual Property Law Practice					副担当	玉井 克哉・丸橋 昌太郎
単位数	2	講義期間	通年(集中)	曜日・時限	集中・不定期	対象学年	(20・23カリ対象科目)法：3年
講義室				授業区分	実習	遠隔授業科目	
信大コンピテンシー該当							
(1)授業の達成目標	授業で得られる「学位授与の方針」					⇔	【授業の達成目標】
	経法20㊦						
	経済学または法学が積み上げてきた知識と思考に基づく判断を基礎力として身につけ、それを発揮できる力を身につける。				⇔	・知的財産法の働く現場を訪問し、実務に触れます。また、知的財産法の実務に携わる実務家の講演によって、理解を深めます。	
	経法20㊦・総合法律						
	法学の専門領域の基礎能力として、リーガルマインドを備え、現代社会の諸問題を法的に解決していく上で必要な法学体系の基礎専門知識を身につける。				⇔	・最新の情勢について理解を深め、知的財産法の社会での実態に迫ります。	
	経法23㊦・総合法律						
	環境問題や、企業や行政の組織内において、日々生起する諸問題について、理工学分野や経済学分野の思考方法にも一定の理解を持ち、総合的に解決していくことのできる能力を身につける。				⇔	・企業や行政が、どのように知的財産法と関わっているのかを掘り下げます。	
(2)授業の概要	A I人材を育成する「ライフクリエイター養成コース」の一環です。工学部、繊維学部などを含めて全学の学生を積極的に受入れ、2年生による聴講も認めます。本年度から日本音楽著作権協会（JASRAC）の寄付講座として運営します。 実習科目として多くとも15人までとなりますので、希望者多数の場合は選抜を行います。その場合、鈴木雄一・玉井克哉・丸橋昌太郎の科目を履修中か履修済みの学生を優先します（共通教育で履修済みの場合も含みます。） (a) キャンパス外実習 ……この科目の中心です 外部の企業の訪問や講演、インタビューなどによる取材、それと現場での実体験を通じた学習を行います。夏休みか春休みに東京で泊まりがけの訪問実習を行います。日本音楽著作権協会（JASRAC）のほか、eスポーツに力を入れている大手ゲーム会社、A Iを用いた大学発スタートアップ・ベンチャー、日本コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）などを訪問する予定です。時間に余裕があったら、他に官庁や大手法律事務所、大手弁理士事務所、他の大手企業や研究所を訪問する予定です。県内のキッセイ薬品、宮坂酒造（「真澄」の蔵本）などにも実績があります。 (b) ゲスト・スピーカーの講義への参加 ……松本で聴ける、またとない機会です 春学期の「A Iと知的財産法（JASRAC寄付講座）」、秋学期の「知財戦略（JASRAC寄付講座）」の枠で外部の実務家や弁護士をお招きし、ご講演を伺います。いずれも金曜日4・5限の設定となります。シラバス執筆時点で確定している予定は次の通りですので、日程を空けておき、ぜひ参加してください。 6月13日 小松隼也弁護士（特任准教授） 「ファッションと法」 6月27日 中戸川直史 日本音楽著作権協会（JASRAC）常務理事 「音楽著作権の集中管理の実際」 7月18日 山縣敦彦弁護士 「エンターテインメントと契約」 秋学期については、参加者向けに別に連絡します。 (c) ディスカッション 自学自習の成果を参加者各自が発表する場とします。上記(a)や(b)に関連するテーマを調べてもよいし、別のテーマで発表してもかまいません。						
(3)授業計画	説明会を実施します。この授業の受講希望者は出席してください。詳細はeALPSに掲示します。 「授業の概要」欄の(a)キャンパス外実習については、説明会での参加者の希望を聴いて設定します。県外で実施する場合は選抜を行うことも考えます。 また(b)は随時開催しますが、6月の金曜4・5限に実施する分は確定です。4限に講演をお願いし、5限に学生諸君との質疑応答で構成する予定です。詳細は、eALPSに掲示します。この科目の受講者は出席して、積極的に討論に臨んでください。 (c)は、上記以外の金曜の午後を使って、随時開催します。 受講者は、金曜4・5限の時間帯を空けておいてください。						
(4)成績評価の方法	少人数であり実習中心の科目ですので、試験は実施しません。 上記(a)への参加は必須です。参加した上でレポート提出を求めます。 また上記(b)については、出席した上でレポートを書いていただきます。 実習の目的を達したかどうかを見て、評価をつけます。						
(5)成績評価の基準	(a)のキャンパス外実習、(b)の外部講師による講演、また(c)ディスカッションに積極的に参加したかどうかを、総合的に評価します。(a)(b)については(4)に記載したとおりレポートの提出を求めます。 (c)については、学問的方法に従った判例研究を行い、発表していただくことが条件です。						
(6)事前事後学習の内容	春学期の「A Iと知的財産法（JASRAC寄付講座）」、秋学期の「知財戦略（JASRAC寄付講座）」の枠で外部の実務家や弁護士をお招きし、ご講演を伺います。いずれも金曜日4・5限の設定となります。これらに出席し、積極的に質問することを強くお勧めします。						

(6)事前事後学習の内容	6月13日 小松準也弁護士（特任准教授） 「ファッションと法」 6月27日 中戸川直史 日本音楽著作権協会（JASRAC）常務理事 「音楽著作権の集中管理の実際」 7月18日 山縣敦彦弁護士 「エンターテインメントと契約」 秋学期については、参加者向けに別に連絡します。
(7)履修上の注意	上記のように不定期に予定が入りますので、そうした金曜日の午後は少なくとも18時20分までは空けられるようにしておいてください。抜けられない定期的な予定（アルバイトなど）を入れるのは不都合です。
(8)質問,相談への対応	授業の前後に随時受け付けます。
【教科書】	特にありません。
【参考書】	授業中に指示します。